

令和7年度 事業概要



福井県嶺南振興局敦賀児童相談所

I 敦賀児童相談所の概要

1. 敦賀児童相談所の概要	1
(1)所在地	
(2)所管地域	
(3)沿革	
(4)職員構成	
2. 児童相談のながれ	2
3. 児童相談の種類と内容	3
4. 児童福祉施設等入所状況および施設一覧	4
(1)所管する児童福祉施設および措置児童数	
(2)県内の里親・ファミリーホームおよび措置児童数	
5. 主要事業の概要	5
(1)ひきこもり等児童宿泊等指導事業	
(2)家族療法スーパーバイザー招聘研修	
(3)里親養育支援事業	
(4)法的対応相談事業	

II 令和6年度の相談概要（業務統計）

1. 児童相談受付状況	
(1)過去5年間の児童相談受付件数の推移	
(2)令和6年度通告経路別受付件数	
(3)年齢別・相談別受付件数(令和6年度)	
(4)市町別相談種類別受付件数(令和6年度)	
(5)令和6年度に受付けた虐待相談の年齢構成および虐待種別	
(6)虐待相談における主な虐待者(令和6年度)	
2. 児童相談対応状況	13
(1)相談種別対応状況(令和6年度)	
(2)養護相談の理由別対応状況(令和6年度)	
(3)虐待相談対応件数の推移	

3. 一時保護の状況	 1 6
(1) 保護状況(令和6年度)	
(2) 年齢階層別・相談種別保護状況(令和6年度)	
(3) 虐待を理由とする保護児童の年齢区分(令和6年度)	
(4) 保護児童の対応状況	
(5) 虐待を理由とする保護児童の一時保護解除後の状況(令和6年度)	
4. 診断・判定の状況	 1 8
(1) 調査・判定・心理治療の状況(令和6年度)	
(2) 療育手帳判定状況(令和6年度/児童のみ)	
5. 里親の状況	 1 9
(1) 令和6年度末委託児童数	
(2) 令和6年度中の里親委託・解除・変更状況	

I 敦賀児童相談所の概要

1 敦賀児童相談所の概要

(1) 所在地

〒914-0074 敦賀市角鹿町 1 番地 32 電話 0770-22-0858

(2) 所管地域 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

(3) 沿革

昭和 26 年 5 月 福井県敦賀地方児童相談号 15 の 2 番地に開所

昭和 32 年 1 月 敦賀市本町 2 丁目 2 番地に地籍名変更

昭和 35 年 3 月 設置基準 C 級に昇格 敦賀市角鹿町 1 番地 32 に新築移転

昭和 48 年 4 月 総務課・相談判定課の 2 課制となる

昭和 53 年 4 月 「福井県敦賀児童相談所」に名称変更

昭和 56 年 3 月 新庁舎落成

平成 8 年 4 月 県機構改革により「福井県嶺南振興局敦賀児童相談所」に名称変更

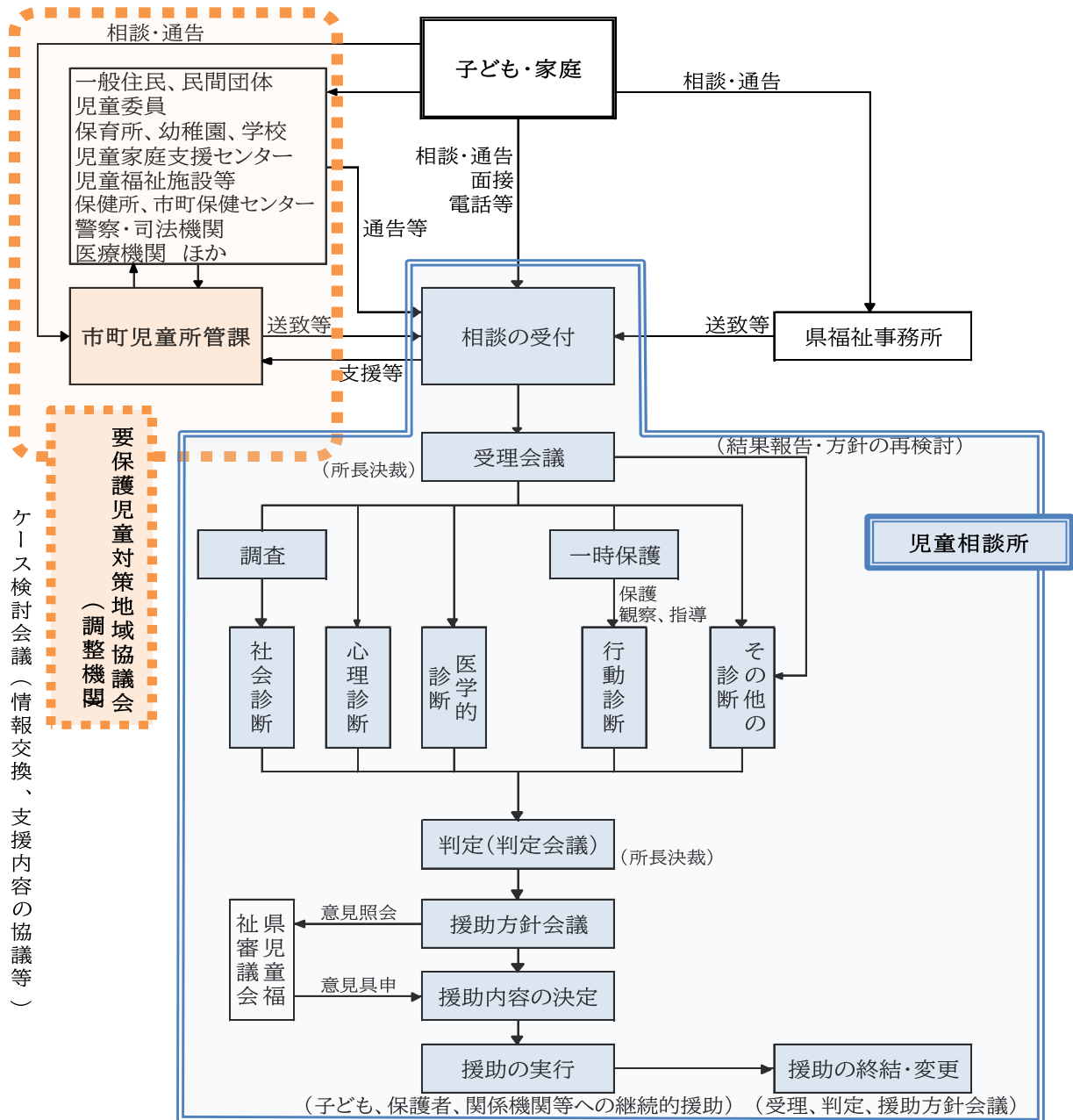
令和 5 年 10 月 一時保護施設を総合福祉相談所と統合し新築移転

(4) 職員構成

職 種	専 任	嘱託・会計年度任用職員	合 計
所 長	1	0	1
総 務 課 長	1	0	1
相 談 判 定 課 長	1	0	1
児 童 福 祉 司	1 0	0	1 0
児 童 心 理 司	4	0	4
警 察 官	1	0	1
保 健 師	1	0	1
総 務 事 務 職 員	1	0	1
精 神 科 医	0	1	1
小 児 科 医	0	0	0
児 童 虐 待 対 応 協 力 員	0	1	1
計	2 0	2	2 2

R7.4.1 現在

2 児童相談のながれ



援助	1. 在宅指導措置 (1)措置によらない指導 ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2)措置による指導 ア 児童福祉司指導 イ 児童委員指導 ウ 市町指導 エ 児童家庭支援センター指導 オ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 カ 障害児相談支援事業を行うものの指導 キ 指導の委託 (3)訓戒、誓約措置	2. 児童福祉施設入所措置 指定発達支援医療機関委託 3. 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 4. 児童自立生活援助事業の実施 5. 市町への事案送致 福祉事務所送致、通知 県知事、市町長報告、通知 6. 家庭裁判所送致 7. 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 イ 特別養子縁組適格の確認の請求 ウ 親権喪失等の審判の請求または取消しの請求 エ 後見人選任の請求 オ 後見人解任の請求

3 児童相談の種類と内容

相談の種類は、その内容によって、次の15の相談種別に分類される

養 護 相 談	児 童 虐 待	「児童虐待の防止等に関する法律」第2条に規定する次の行為に関する相談 (1)身体的虐待 児童の生命および健康に危険のある身体的な暴力(おそれのある暴力を含む) (2)性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3)心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者や家族に対する暴力 (4)保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為および棄児
	そ の 他	父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働および服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保 健 相 談		低出生体重児、虚弱児、内部機能障害や小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害のある児童、言語発達遅滞のある児童等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する児童に関する相談
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などのぐ犯行為や問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
こ 児 相 談	性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不 登 校 相 談	学校および幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談
	適 性 相 談	進学や職業の適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

4 児童福祉施設等入所状況および施設一覧

(1) 所管する児童福祉施設および措置児童数

(措置児童数を計上)

令和7年3月31日現在

	施設種別	施設数		定員 (暫定)	現員			県外からの 措置
		私立	公立			福井 児相	敦賀 児相	
龍	乳 児 院	2	—	33 (32)	15	9	5	1
	児 童 養 護 施 設	5	—	191 (185)	137	104	31	2
	児 童 自 立 支 援 施 設	—	1	45 (12)	6	3	1	2
	福祉型障害児入所施設	2	—	25*契約含	14	11	2	1
	医療型障害児入所施設	—	1	50*契約含	1	1	0	0
	指定発達支援医療機関	2	—	—	4	3	1	0
	計	11	2	344 (304)	177	131	40	6
県外 施設	児童養護施設				—	—	—	—

(2) 県内の里親・ファミリーホームおよび措置児童数

令和7年3月31日現在

種 別	登録数	定員	委託児童数			
			福井児相	敦賀児相	県外からの委託	県外への委託
里 親	183	—	35	7	0	0
ファミリーホーム	1	6	0	0	0	0

5 主要事業の概要

敦賀児童相談所では、通常の相談、判定、一時保護業務のほかに種々の事業に取り組んでいる。令和6年度の主要事業の概要は以下のとおりである。

(1) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の子どもたちを対象に集中的な関わりを持ち、より深く子どもを理解し、心理治療の効果を高めることを目的に通所活動や野外活動を実施している。

実施日	活動内容	場所	参加人数
R6.10.15	食品サンプルづくり 箸の研ぎ出し 季節メニュー調理体験	若狭工房 御食国若狭おばま食文化会館	5名
1回/月	親・子交流サロン	敦賀児童相談所	4～6名/回

*他にSV（月1回）・研修（年2回）をリモートにて実施（関西大学 文学部 串崎 真志 教授）

(2) 家族療法スーパーバイザー招聘研修

近年、ひとり親家庭、ステップファミリーなど家族の形態が多様化しており、児童相談において家族全体を支援対象としたアプローチがますます重要となっているため、所外からスーパーバイザーを招いた研修会を開催している。

	講 師	テーマ	参加者
第1回 (R6.8.2)	福井大学学術研究院 教育・人文社会系部門 廣澤 愛子 教授	・虐待事例 グループワーク ・性格行動の模擬事例 グループワーク	相談所職員 事例関係機関職員
第2回 (R6.11.25)	甲子園大学 心理学部 現代応用心理学学科 安村 直己 教授	・虐待事例 ・施設入所児童の事例 グループワーク	同上
第3回 (R7.2.20)	仁愛大学 人間学部 心理学科 渡辺 克徳 准教授	・性格行動事例 ・社会的養護の模擬事例 グループワーク	同上

(3) 里親養育支援事業

福井県では、令和3年度から里親養育支援事業を里親養育包括支援（フォスタリング）機関である「福井県家庭養護推進ネットワークフォスタリング事業部（福さと）」に委託している。

制度の普及啓発や登録里親への研修・トレーニング、受託里親への養育支援、委託予定児童のマッチング業務等、里親養育支援事業の多くを専門機関に委託することで、より専門性の高い支援を提供できる体制を整備している。

(4) 法的対応相談事業

児童相談所の援助活動が児童・親権者双方の権利侵害とならないために、随時、福井弁護士会所属弁護士の相談を実施し、専門的助言を受けている。

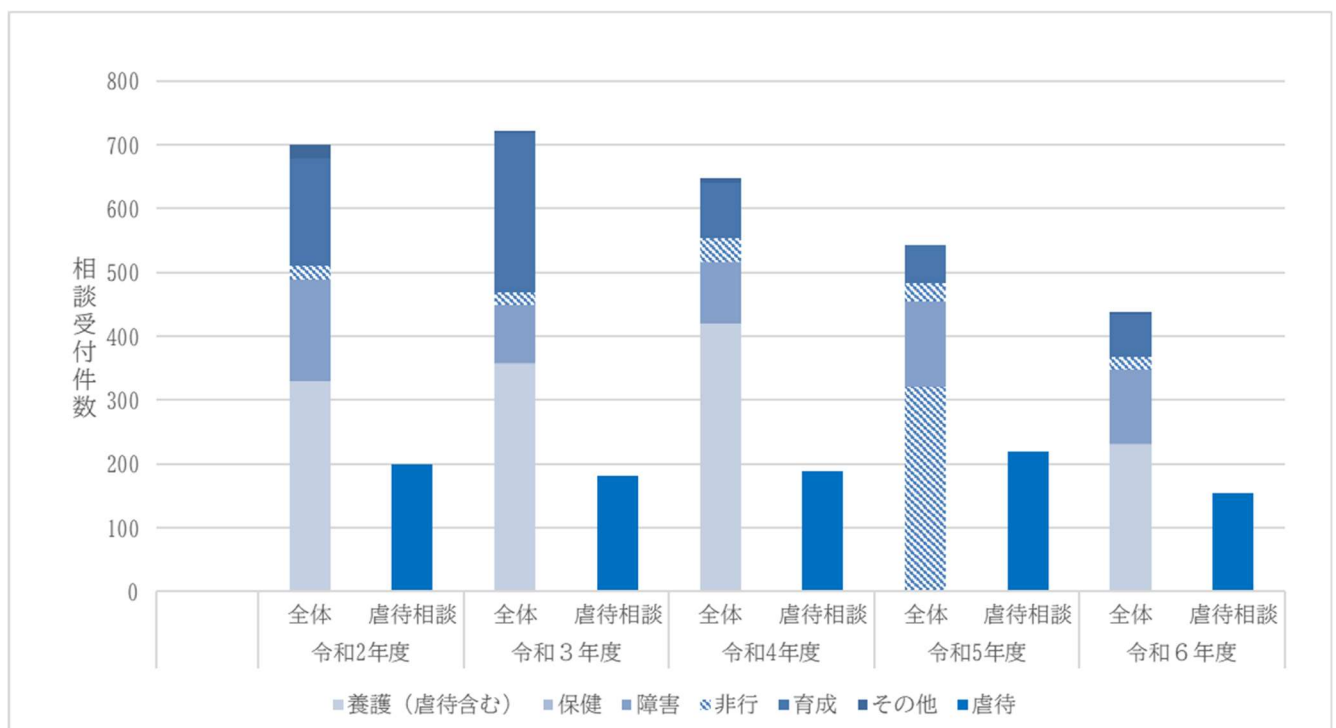
また、児童相談所長の権限として、児童の福祉のために保護者同意のない一時保護の延長や施設入所承認の申立、未成年後年人の選任・解任請求、特別養子適格確認請求等をする場合の代理人として専門的手続きを委託している。

Ⅱ 令和6年度の相談概要（業務統計）

1 児童相談受付状況

(1) 過去5年間の児童相談受付件数の推移

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
敦賀児童相	総受付件数		699	721	648	542	437
	うち虐待相談受付件数		199	181	188	219	154
	総受付件数に占める割合		28.5%	25.1%	29.0%	40.4%	35.2%



過去5年間の相談受付件数の推移（敦賀児童相談所）

*近年、虐待を含む養護相談の割合が全体の約5割を占めている。
 *次いで障害相談が約3割を占めている。障害相談は主に療育手帳の判定に関する相談である。

(2) 令和6年度通告経路別受付件数

通 告 経 路		都道府県・指定都市・ 中核市				市町村				児童福祉施設・ 指定医療機関			支 援 セ ン タ ー 児 童 家 庭	認 定 こ ど も 園
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	機 関 指 定 発 達 支 援 医 療		
敦 賀 児 相	総 受 付 件 数		10	0	0	0	114	1	0	61	0	16	0	0
	総受付件数に占める割合		2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	26.1%	0.2%	0.0%	14.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
	うち虐待相談受付件数		7	0	0	0	18	0	0	12	0	1	0	0
	虐待相談受付件数に占める割合		4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	11.7%	0.0%	0.0%	7.8%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%

通 告 経 路		警 察 署	家 庭 裁 判 所	保健所・医療機関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	
				保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等								
敦 賀 児 相	総受付件数		90	1	0	9	0	36	0	1	0	63	29	6	0	437
		総受付件数に占める割合	20.6%	0.2%	0.0%	2.1%	0.0%	8.2%	0.0%	0.2%	0.0%	14.4%	6.6%	1.4%	0.0%	100.0%
	うち虐待相談受付件数		58	0	0	4	0	23	0	0	0	4	25	2	0	154
		虐待相談受付件数に占める割合	37.7%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	16.2%	1.3%	0.0%	100.0%

*虐待に関する相談受付件数は全体の約4割を占めている。
通告経路としては警察からの通告が、総受付の約2割、虐待相談受付では約4割を占めている。

(3) 年齢別・相談別受付件数

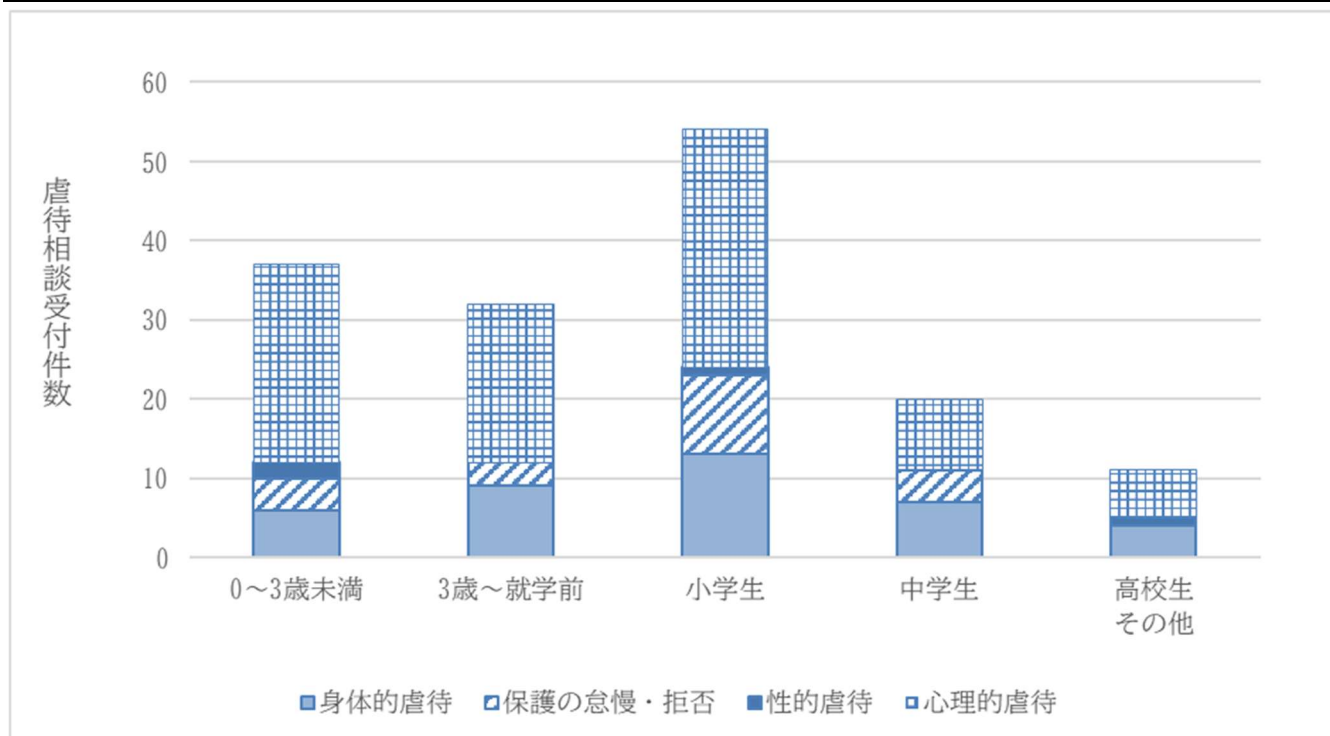
相談種別 年齢	養護相談			保健相談	障がい相談							非行相談			育成相談					その他	総計
	虐待	その他	計		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計	ぐ犯行為等	触法行為等	計	性格行動	不登校	適性	しつけ	計		
0歳	10	0	10	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
1歳	10	3	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
2歳	12	1	13	0	0	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
3歳	8	4	12	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
4歳	10	4	14	0	1	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
5歳	16	3	19	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
6歳	5	3	8	0	1	0	0	0	13	0	14	0	0	0	1	3	0	0	4	1	27
7歳	13	2	15	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	1	0	0	1	0	22
8歳	9	4	13	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	1	4	1	0	0	5	0	21
9歳	6	6	12	0	0	0	0	0	7	1	8	0	1	1	3	2	0	0	5	0	26
10歳	10	5	15	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	2	2	0	0	4	0	23
11歳	11	4	15	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1	2	0	0	0	2	0	20
12歳	8	8	16	0	0	0	0	0	10	2	12	0	1	1	5	4	0	0	9	0	38
13歳	6	6	12	1	0	0	0	0	2	0	2	2	0	2	4	1	0	1	6	0	23
14歳	5	4	9	0	0	0	0	0	11	0	11	5	1	6	7	0	0	0	7	0	33
15歳	6	7	13	0	0	0	0	1	13	1	15	1	1	2	7	1	1	0	9	0	39
16歳	6	2	8	0	0	0	0	0	12	0	12	1	1	2	4	0	3	0	7	0	29
17歳	3	9	12	0	0	0	0	0	5	0	5	3	2	5	2	0	6	0	8	0	30
18歳以上	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	154	77	231	1	3	0	0	2	105	5	115	12	9	21	41	15	10	1	67	2	437

(4) 市町別相談種別受付件数

相談種別 市町	養 護							保健	心 身 障 害						非 行		育 成				その他	市町別計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	家庭環境	その他	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
合計	2	0	0	5	154	66	4	1	3	0	0	2	105	5	12	9	41	15	10	1	2	437
相談種別	231							1	115						21		67				2	
敦賀市	2	0	0	4	104	36	3	0	2	0	0	2	60	3	9	7	28	13	5	0	1	279
小浜市	0	0	0	1	26	13	0	0	0	0	0	0	15	0	2	1	2	2	3	0	0	65
美浜町	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	6	0	1	1	1	0	1	0	0	13
高浜町	0	0	0	0	10	4	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	2	0	0	0	0	25
おおい町	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	3	0	1	1	1	16
若狭町	0	0	0	0	7	9	0	1	0	0	0	0	11	1	0	0	1	0	0	0	0	30
県外	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	9
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 令和6年度に受付けた虐待相談の年齢構成および虐待種別

虐待種別 年齢区		敦賀児相				
		身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	
0～3歳未満		37	6	4	2	25
	割合	24.0%	3.9%	2.6%	1.3%	16.2%
3歳～就学前		32	9	3	0	20
	割合	20.8%	5.8%	1.9%	0.0%	13.0%
小学生		54	13	10	1	30
	割合	35.1%	8.4%	6.5%	0.6%	19.5%
中学生		20	7	4	0	9
	割合	13.0%	4.5%	2.6%	0.0%	5.8%
高校生・その他		11	4	0	1	6
	割合	7.1%	2.6%	0.0%	0.6%	3.9%
合計		154	39	21	4	90
		100.0%	25.3%	13.6%	2.6%	58.4%



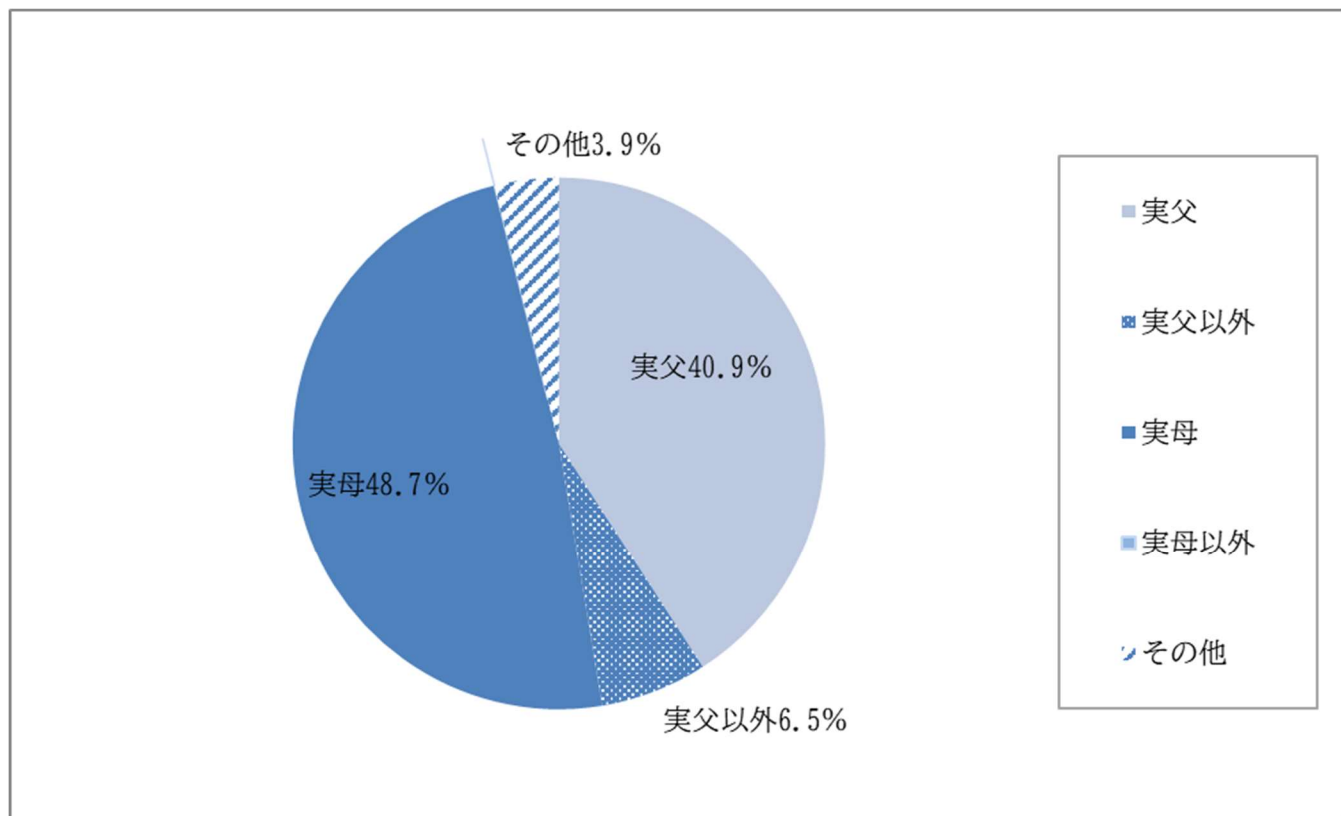
年齢別・虐待種別受付状況

*虐待種別では心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待が多かった。心理的虐待・身体的虐待を合わせると全体の約8割を占めている。

*被虐待児童は、小学生の児童が35%で最も多く、0歳～小学生が全体の約8割を占めている。

(6) 主な虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
敦賀児相	154	63	10	75	0	6
割合	—	40.9%	6.5%	48.7%	0.0%	3.9%



主な虐待者の割合(敦賀児童相談所)

*虐待者は実母が最も多く、次いで実父が多い結果となっている。近年、DV目撃（面前DV）による虐待が増加しており、虐待者としてDV加害者である父親の割合が増えている。実母が多い背景には、子どもと関わる時間が長く、ストレスがかかりやすいことやひとり親家庭で子育てにゆとりがない場合などが考えられる。

2 児童相談対応状況

(1) 相談種別対応状況

相談種別 対応種別		養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
訓戒・誓約		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
児童福祉司指導		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
福祉事務所へ送致または指導		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター指導		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3
里親委託		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
児童施設	入所	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4
	通所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定医療機関委託		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭裁判所送致		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
面接指導	助言指導	180	1	0	0	0	0	104	2	6	7	26	11	9	1	2	349
	継続指導	43	0	0	0	0	0	0	2	3	2	11	1	0	0	0	62
	他機関あつせん	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
その他		0	0	3	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	7
敦賀児相計		237	1	3	0	0	1	105	5	11	9	40	12	10	1	2	437
未対応		5	1	0	0	0	1	8	0	1	0	1	3	0	0	0	20

＊面接指導には、助言指導と継続指導、他機関あつせんがある。

・助言指導は、1～3回程度の助言、指導等をいう。

・継続指導は、少なくとも数回以上にわたって継続実施する心理療法やカウンセリング、面接による指導等をいう。

(2) 養護相談対応状況

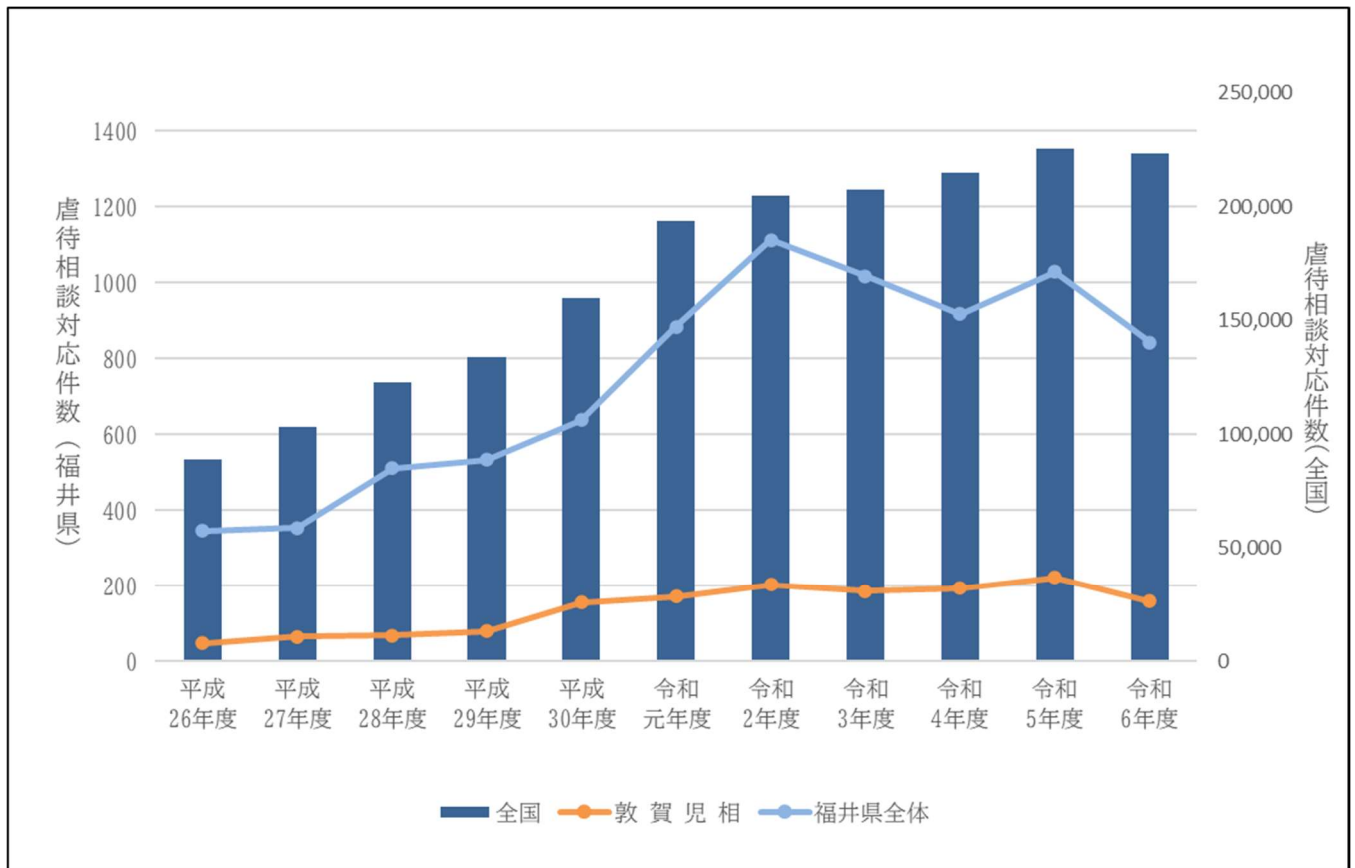
養護相談の理由 対応種別		家 出	死 亡	離 婚	傷 病	虐 待						家庭 環境	そ の 他	計	
						身 体 的 虐 待	慢・拒 否	保 護 の 怠	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	小 計			占 め る 割 合	対 応 全 体 に
児童福祉施設入所		0	0	0	0	0	2	0	0	2	0.8%	0	0	2	0.8%
里 親 委 託		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	2	0	2	0.8%
面 接 指 導	助言指導					34	12	3	80	129	54.4%				0.0%
	継続指導					5	8	1	5	19	8.0%				0.0%
	他機関あっせん					0	0	0	0	0	0.0%				0.0%
	小 計	2	0	0	5	39	20	4	85	148	62.4%	65	4	224	94.5%
そ の 他		0	0	0	0	2	3	0	3	8	0.0%	1	0	9	3.8%
計		2	0	0	5	41	25	4	88	158	66.7%	68	4	237	—

*養護相談は面接指導による対応が約9割を占める。

家庭環境の相談は、保護者の就労や知的・精神障害のために十分な養育ができないことに関するものが多い。

(3) 虐待相談対応件数の推移

年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
敦賀児相	47	64	67	78	154	171	202	185	193	222	158
福井県全体	346	353	510	533	638	884	1,113	1,018	918	1,028	843
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691



虐待相対対応件数の推移

*全国の虐待相談対応件数は増加の一途を辿っている。福井県全体では増加の時期もあったが、令和2年度をピークに高止まりの状況が続いている。

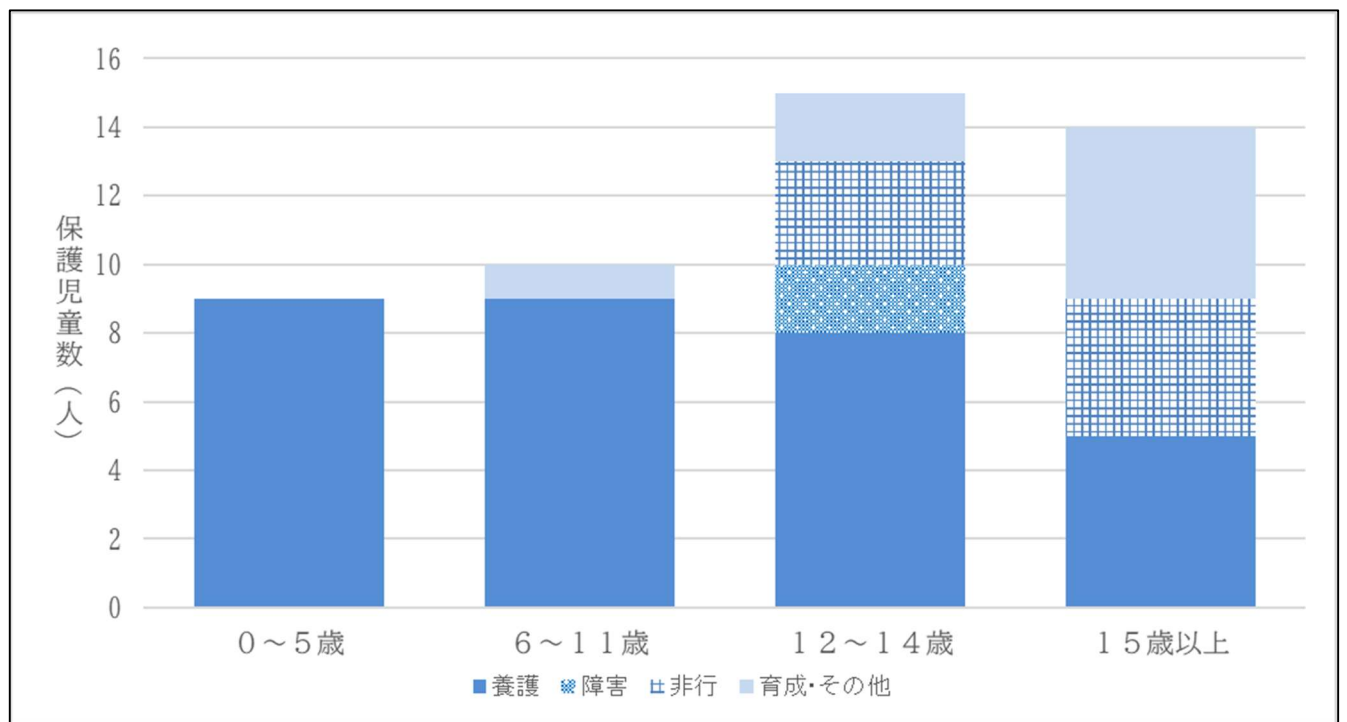
3 一時保護状況(委託一時保護を含む)

(1) 保護人員の受付状況

区分 相談所	前年度からの継続保護人員		今年度保護人員	
		うち委託一時保護人員		うち委託一時保護人員
敦賀児相	1	0	48	18

(2) 年齢階層別・相談種別保護状況

年齢区分 相談種別		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
敦賀児相	養護	9	9	8	5	31
	障害	0	0	2	0	2
	非行	0	0	3	4	7
	育成・その他	0	1	2	5	8
	計	9	10	15	14	48



年齢階層別・相談種別保護状況

(3) 虐待を理由とする保護児童の年齢区分

年齢区分 相談所	前年度からの継続保護	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生(低学年)	小学生(高学年)	中学生	高校生その他	計
敦賀児相	0	2	4	2	2	4	3	17

(4) 保護児童の対応状況

	対応状況	前年度からの 継続保護人員	令和6年度対応状況									次年度への継続保護人員
	相談種別		児童福祉施設入所	里親委託	他機関移送	帰宅	その他	計	保護延日数	一人当たりの保護日数	一日当たりの保護人数	
敦賀児相	養 護	0	1	1	3	24	1	30	429	14.3	1.2	1
	障 害	0	0	0	1	0	1	2	84	42.0	0.2	0
	非 行	1	1	0	1	3	2	7	218	31.1	0.6	1
	育成・その他	0	2	0	3	1	1	7	179	25.6	0.5	1
	計	1	4	1	8	28	5	46	910	19.8	2.5	3

(5) 虐待を理由とする保護児童の一時保護解除後の状況

	対 応 状 況	対応（令和6年度中）				次年度への 継続保護人員	計	一人当たりの 保護日数
	虐 待 種 別	家庭引き取り	施設入所	里親委託	その他			
敦賀児相	身体的虐待	2	0	0	1	0	3	29.7
	保護の怠慢・拒否	6	1	0	0	0	7	28.7
	性的虐待	2	0	0	0	0	2	4.5
	心理的虐待	5	0	0	0	0	5	1.6
	計	15	1	0	1	0	17	18.1

＊「その他」には、祖父母など親族宅での引き取りや、児童養護施設等に措置中の児童が一時保護解除後に元の施設等に戻る場合などがある。

4 診断・判定の状況

(1) 調査・判定・心理治療の状況

区 分 対 象		調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法 カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
敦賀児相	児 童	461	22	4	0	130	112	51	19	689	0	0	209	81	0
	保 護 者	2,011	6	0	0	0	0	0	2	358	0	0	16	121	0
	そ の 他	3,688	4	0	0	1	0	0	0	450	0	0	3	155	0
	計	6,160	32	4	0	131	112	51	21	1,497	0	0	228	357	0

(2) 療育手帳判定状況（児童分）

	新規判定		更新判定		計	
	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当
敦 賀 児 相	31	0	61	0	92	0
福 井 県 全 体	204	14	343	12	547	26

5 里親の状況

(1) 年度末委託児童数

(R7.3.31 現在)

年齢区分	委託児童数						登録 里親数
	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計	
敦賀児相	0	2	3	1	1	7	33

(2) 里親委託・解除・変更状況

解除後の 状況	新規または措置変更により委託された児童数				措置を解除または変更された児童数												
					解 除								変 更				
	児童福祉施設から委託	家庭から委託	その他	計	く保 なり の 帰 宅	養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	そ の 他	計	入 所	児童福祉施設に委託	他の里親に委託	その他	計
敦賀児相	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0